

只見町地域おこし協力隊「移住定住支援協力隊」募集要項

只見町は、人と自然が共生するモデル地域として平成26年6月に「只見ユネスコエコパーク」に認定されました。人と自然の共生による持続可能な地域の発展を目指し、その実現のために、産業の振興、移住定住促進による人口減少対策、交流人口拡大に取り組んでいます。町の移住定住促進事業や空き家の利活用、空き家バンクの運営などに積極的に取り組むため「移住定住支援協力隊」を下記のとおり募集します。

1. 雇用関係の有無 あり（只見町雇用となります）

2. 業務概要

- (1) 移住・定住促進に関する相談などの業務
- (2) 空き家の調査及び空き家バンクの運営、情報管理
- (3) お試し体験住宅を利用した移住体験ツアー等の企画
- (4) SNSなどを活用した地域の情報発信
- (5) その他、空き家の利活用による地域活性化に関する活動

3. 募集対象

- (1) 応募の時点で20歳以上の方
- (2) 性別 男女問わず
- (3) 三大都市圏をはじめとする都市地域に在住し、採用決定後は只見町に住民登録し生活拠点を移すことができる方
- (4) 心身ともに健康な方
- (5) 地域住民と協力しながら、意欲と情熱を持って活動できる方
- (6) 普通自動車運転免許を有する方又は着任までに取得できる方
- (7) パソコンを使って文書作成や表計算、電子メール等ができる方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条件に該当しない方
- (9) 隊員任期終了後も、只見町に在住する意志がある方

4. 募集人員 1名

5. 勤務地 只見町地域創生課

6. 勤務時間

週5日 37時間30分 8:30～17:00（休憩時間12:00～13:00）

週休2日制（原則土・日）

※土日に勤務が発生した場合は振休となります

年間休日約120日（週休、有給休暇、祝祭日、年末年始）

7. 雇用形態・期間

只見町の嘱託職員として、町長が委嘱します。

期間は、採用決定1年以上勤務を前提とします。但し、最長3年を限度に再任する場合があります。

8. 給与・賃金等 月額218,000円以内

9. 待遇・福利厚生

- (1) 雇用期間中の住居は、原則只見町で準備する住宅に居住し、住宅の賃借料等は町が負担します。光熱水費及び下水道代は本人負担となります。また、生活備品や食費等も準備願います。
- (2) 業務に係る車両及びパソコンは無償で貸与します。
- (3) 社会保険等は、厚生年金保険、健康保険、雇用保険、非常勤公務災害補償に加入し、年次休暇（有給休暇）については基準法等関係法令によります。
- (4) 転居するに当たり必要な費用は、個人負担とします。

10. 申込受付期間 平成31年1月15日～平成31年2月18日 (※郵送の場合、2月18日消印分まで受け付けます。)

11. 申込み

参考URLより応募用紙をダウンロードし、ご記入の上、運転免許証の写しを同封し、下記担当係まで送付してください。

<送付先>郵便番号 968-0421

福島県南会津郡只見町大字只見字町下 2591 番地 30

只見町役場地域創生課創生企画係 吉津 宛

12. 採用決定までの流れ

- (1) 第1次選考
書類審査の上、結果を志望者全員に通知します。
- (2) 第2次選考
第1次選考の合格者について面接を行います。交通費等は個人負担となります
日程については、第1次選考結果の通知時にお知らせします。
- (3) 採用決定
合否については、第2次選考受験者全員に通知します。

13. 参考URL 福島県只見町役場 HP 内 協力隊員募集ページ